
南相馬市

第三次総合計画

基本構想

令和4年12月

南相馬市

目 次

1章 まちづくりの基本的な考え方	1
1 まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』.....	1
2 今後8年間のまちづくりの基本姿勢	1
3 政策.....	3
2章 土地利用の基本的な考え方	7
1 土地利用の基本理念.....	7
2 土地利用の基本方針.....	7
3章 計画の全体像	9

1章 まちづくりの基本的な考え方

1 まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり ～家族や友人とともに暮らすまち～

100年先の南相馬市～「市民が家族や友人に囲まれながら、安心して暮らすまち」
～これが未来の南相馬市を想像した姿です。

私たちの子孫がこの地域で幸せに暮らし、我々が引き継いできた伝統が100年後
も引き継がれ、更に魅力が増している未来を想像しています。

南相馬市は、長期的な視点をもって、このような未来を想像しながら、みんなで
力を合わせ、まちづくりに取り組んでいきます。

2 今後8年間のまちづくりの基本姿勢

本市は、未来の南相馬市の姿である「100年のまちづくり～家族や友人とともに
暮らすまち～」の実現に向け、今後8年間で、市民が震災と原発事故からの復興を
実感できることを目指します。

この目標達成に向け、市民、事業者・まちづくり団体、行政が一体となって、協
働によるまちづくりを進めるため、次のとおり3つの「今後8年間のまちづくりの
基本姿勢」を掲げます。

つなぐ・よりそう・いどむ

「つなぐ」

本市誕生から 16 年、震災と原発事故から 12 年目という本市の歩みを大切にし、今まで積み重ねてきた努力の成果をかたちとし、次の世代へしっかりと “つなぐ” ことで、持続可能なまちづくりを目指します。

「ようそう」

本市の復旧・復興の軌跡の中で生じた、個人の様々な人生観・価値観・慣習などを理解、尊重しつつ、互いに思いやり、“ようそう” ことで、夢や希望を実現できる共生のまちづくりを目指します。

「いどむ」

前例に捉われない柔軟な発想を持つとともに、様々な困難を飛躍の機会と捉えるなど、何事にも果敢に “いどむ” ことで、未来に向かい進み続けられるまちづくりを目指します。

3 政策

(1) 政策の柱

「今後8年間のまちづくりの基本姿勢」に基づき、原子力災害からの復興に加え、持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsなどの視点を踏まえ、次のとおり7つの「政策の柱」を掲げ、取り組んでいきます。

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

(2) 各政策の柱と長期的な計画や取組との関係

各政策の柱と国の「第2期復興・創生期間」や県の総合計画を意識しながら、特にSDGsについては、基本計画の中で、進捗管理を行います。

(3) 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間とします。

(4) 各政策の柱の説明

7つの「政策の柱」の説明については、次のとおりとします。

政策の柱

1

教育・学び

人は学ぶことで磨かれていきます。誰もが安心して、いつでも、どこでも学べる環境の充実が求められています。

教育水準の向上と、先人から受け継いだ南相馬の自然、歴史・伝統を生かした教育により、子どもの未来を切り拓く力を高めます。

また、人生100年時代において、より心豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりを推進することにより、誰もが学びたいことを学び続けられるまちを目指します。

政策の柱

2

こども・子育て

こどもは地域の宝、未来をつくる希望です。すべてのこどもが健やかに成長し、すべての親が安心してこどもを育てることができるよう、地域で子育てを応援することが求められています。

地域が一丸となって、すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまちを目指します。

また、出会いから結婚支援や子育て支援、若い世代の移住定住など、全市を挙げて少子化対策などに取り組み、安心してこどもを産み育て、子どもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまちを目指します。

政策の柱

3

健康・医療・福祉

市民一人ひとりが地域社会で活躍し、お互いに支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、心身ともに元気で健やかな暮らしを続けられることが求められています。

「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を進めるうえで、あらゆる政策の基本となるのが、こどもから高齢者まであらゆる世代が健康であることです。

また、急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けるには、地域の支え合いや医療、福祉の充実が大切です。

このため、市民の健康づくりの推進、医療・福祉体制の整備や連携の強化などにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

政策の柱

4

産業・しごとづくり・移住定住

産業・しごとづくりは、南相馬の活力の源泉です。まちに元気と賑わいを生み出すためには、より一層の地域産業の振興、移住定住の推進が求められています。

本市は、新たなチャレンジを応援するまちです。地元企業の発展を支えるとともに、福島イノベーション・コースト構想の6分野¹などを通じて、あらゆる世代や国籍などを超えて、就業機会の創出を図ります。

また、山・川・海の豊かな自然や人馬が共生する文化など、本市の魅力ある地域資源を最大限生かした、観光や移住定住施策を推進するなど、訪れたくなる・住みたくなるまちを目指します。

政策の柱

5

都市基盤・環境・防災

すべての人に便利でやさしく、自然と調和しながら、ゆとりとやすらぎをもって、快適に暮らせるまち、また、あらゆる災害に迅速に対応する安全で安心なまちが求められています。

道路網・上下水道の整備や住環境の整備、公共交通の確保、ごみの減量と資源化等を推進し、住みやすいまちを目指します。

また、太陽光発電設備の適切な管理による地域と共生した再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進などによる脱炭素社会の実現、交通安全・防犯の推進など、環境に配慮し、快適に暮らせるまちを目指します。

さらに、災害が激甚化・頻発化する中で、想定を超える災害に対し、しなやかで強靭な地域社会の構築を目指します。

¹ 福島イノベーション・コースト 6分野 同構想では、重点分野として「廃炉」、「ロボット・ドローン」、「エネルギー・環境・リサイクル」、「農林水産業」、「医療関連」、「航空宇宙」の分野におけるプロジェクトの具体化を進めています。

政策の柱

6

地域活動・行財政

将来の予測が困難な時代において、誰もがまちづくりの主役になれること、あらゆる課題に柔軟に対応し、持続可能な行財政運営が求められています。

このため、地域コミュニティの再生・再構築に加え、まちづくりの担い手として、あらゆる場面で市民一人ひとりが成長・活躍できるよう支援します。

また、突発的な事象や不測の事態に対し、機動的に対応します。

さらに、より効率的かつ効果的な行財政運営を推進することで、健全な行財政運営を図り、将来へ向けて持続可能なまちを目指します。

政策の柱

7

原子力災害復興

震災と原発事故から 12 年目を迎えた中で、原子力災害からの復興・再生を一日でも早く成し遂げることが求められています。

国の「第2期復興・創生期間（原子力災害被災地域）」（令和 12 年度）に合わせ、本市の更なる復興・再生に向けて、国・県等とも十分に連携を図りながら、福島イノベーション・コースト構想を推進します。

また、震災と原発事故により拍車がかかったこどもや若者を中心とした人口減少に加え、出生数の減少傾向を踏まえ、今後、更なる少子化対策や子育て支援、移住定住の促進、地域コミュニティの再生・再構築、不足する医療・福祉分野等の人材確保に取り組みます。

さらに、水産業をはじめ農林業や観光業・商工業・サービス業に携わる事業者等が安心して事業継続できるよう風評払拭に向けた取組を推進するとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めるよう、引き続き、国や東京電力ホールディングス(株)に求めていくなど、原子力災害からの復興・再生を目指します。

2章 土地利用の基本的な考え方

1 土地利用の基本理念

南相馬市の土地の区域は、現在及び将来における市民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた様々な活動を行うための共通の基盤です。また、市民共有のかけがえのない財産として、将来的にも公共の福祉を優先しつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、計画的に利用していくことが必要です。

一方で、土地利用の推進に当たっては、震災及び原発事故による震災以前と同様の土地利用ができない土地が生じていることから、適正かつ合理的な土地利用に配慮しつつ、長期的な展望に基づく総合的かつ計画的な視点に立って、市民の理解と協力のもと、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

2 土地利用の基本方針

(1) 第三次総合計画の実現に向けた土地利用の推進

本市の最上位計画である第三次総合計画のまちづくりの基本目標である「100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」の実現に向けて、SDGsの視点も取り入れながら、土地の利用に関する計画の充実を図り、地域固有の条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進します。

(2) 土地需要の量的調整²

震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の増加が懸念されるため、都市的土地利用³については、コンパクトなまちづくりの考え方のもと、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、計画的に良好な市街地等の形成と再生を図ります。

² 土地需要の量的調整 人口や経済動向等を踏まえ、土地の有効利用と維持管理の観点から、自然的土地利用の転換（農地から宅地への変換等）の抑制を通じて、利用区分ごとの配分調整を行うことをいう。

³ 都市土地利用 住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

また、農用地や森林などの自然的土地利用⁴については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源かん養機能など自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

(3) 土地利用の質的向上

①災害に強い土地利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、事前防災や減災等の観点も踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国土強靭化の取組を推進します。

津波被災地域では、防潮堤や道路の嵩上げ、海岸防災林の一部高盛土整備などの多重防御による防災機能の向上を図る取組を推進します。

令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、主要河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、河川改修や堤防強化、土砂浚渫などの取組を推進します。

また、災害に強い道路ネットワークを構築するなど、災害に強い土地利用を推進します。

②循環と共生を重視した土地利用

社会経済活動と自然とが調和した資源再利用などによる物質循環、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷を低減します。また、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用や防災、自然環境や生態系、景観等に配慮しつつ地域との共生を図るなど、循環と共生⁵を重視した土地利用を推進します。

③美しくゆとりある土地利用

安全で快適な居住環境などゆとりある都市環境の形成、農山村地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存と活用、地域の個性ある景観の保全・形成を推進します。また、市民等が自然とふれあい、親しみを持ち、憩うことのできるレクリエーションの場の確保など、美しくゆとりある土地利用を推進します。

⁴ 自然的土地利用 農林業的な土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したものという。

⁵ 循環と共生 循環とは生物多様性や社会経済活動など様々な体系において健全な物質循環が確保されていることをいう。共生とは、健全な生物多様性が維持され、自然と人間との共生が確保されていることをいう。

3章 計画の全体像

1 まちづくりの基本的な考え方

(1) まちづくりの基本目標 『未来の南相馬の姿』

100年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～

(2) 今後8年間のまちづくりの基本姿勢

つなぐ・よりそう・いどむ

(3) 政策

7つの「政策の柱」

政策の柱1 教育・学び

政策の柱2 こども・子育て

政策の柱3 健康・医療・福祉

政策の柱4 産業・しごとづくり・移住定住

政策の柱5 都市基盤・環境・防災

政策の柱6 地域活動・行財政

政策の柱7 原子力災害復興

2 土地利用の基本的な考え方

(1) 土地利用の基本理念

(2) 土地利用の基本方針